

平成16年度

国の施策・予算に対する 提案・要望

平成15年8月

さいたま市政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、現在、日本の再生・発展のための構造改革に取り組まれており、特に、地方分権型の地方財政基盤の確立を目指す三位一体改革の早期実現につきましては、大きな期待を寄せているところであります。

本年4月に政令指定都市となりました本市におきましても、「市民と行政の協働」、「人と自然の尊重」、「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として、行財政改革はもとより、行政への市民参画の推進、都市・生活基盤の整備、環境問題や少子・高齢化への対応等、分権型社会にふさわしい「政令指定都市さいたま」の構築に向け、各種施策に積極的に取り組んでいるところであります。

つきましては、本市の目指す「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」、「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」、「若い力の育つゆとりある生活文化都市」の実現に向けた諸提案及び要望につきましては、平成16年度の国における施策の決定及び予算編成に当たり、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年8月

さいたま市長 相川 宗一

地方分権の推進

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について ……………2

安らぎと潤いのある環境を守り育てる<環境・アメニティ>

- 2 地球環境保全対策の財政措置の拡充について ……………4
3 自動車排出ガス対策の推進について ……………5
4 土壌・地下水汚染対策事業の支援について ……………6
5 資源循環型社会の推進について ……………7

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる<健康・福祉>

- 6 感染症対策の充実について ……………10
7 介護保険制度の充実について ……………11
8 保育所における児童福祉施設最低基準の見直しについて ……………12
9 国民健康保険財政の確立について ……………13

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む<教育・文化・スポーツ>

- 10 公立学校施設整備の充実について ……………16
11 中高一貫教育校の建物整備（高等学校相当分）に係る財政措置の
拡充及び期間延長について ……………17
12 児童生徒の安全管理に係る財政支援の充実について ……………18
13 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……………19
14 特別支援教育推進体制の整備について ……………20

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる<都市基盤・交通>

- 15 市街地再開発事業の推進について ……………22
16 土地区画整理事業の推進について ……………23
17 円滑な交通を確保する道路網の整備推進について ……………24

安全を確保し、市民生活を支える<安全・生活基盤>

- 18 地震防災対策の充実強化について ……………28
19 公共下水道事業の推進について ……………29
20 特殊災害対策の推進について ……………30
21 安全で安定した水道事業の推進について ……………31

内閣府

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について ……………2
18 地震防災対策の充実強化について ……………28
-

総務省

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について ……………2
13 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……19
18 地震防災対策の充実強化について ……………28
19 公共下水道事業の推進について ……………29
20 特殊災害対策の推進について ……………30
-

財務省

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について ……………2
13 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……19
19 公共下水道事業の推進について ……………29
-

文部科学省

- 10 公立学校施設整備の充実について ……………16
11 中高一貫教育校の建物整備（高等学校相当分）に係る財政措置の
拡充及び期間延長について ……………17
12 児童生徒の安全管理に係る財政支援の充実について ……………18
13 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度について ……19
14 特別支援教育推進体制の整備について ……………20
18 地震防災対策の充実強化について ……………28
-

厚生労働省

- 6 感染症対策の充実について ……………10
7 介護保険制度の充実について ……………11
8 保育所における児童福祉施設最低基準の見直しについて ……12
9 国民健康保険財政の確立について ……………13
21 安全で安定した水道事業の推進について ……………31

農林水産省

- 5 資源循環型社会の推進について7

経済産業省

- 2 地球環境保全対策の財政措置の拡充について4
3 自動車排出ガス対策の推進について5
5 資源循環型社会の推進について7

国土交通省

- 2 地球環境保全対策の財政措置の拡充について4
3 自動車排出ガス対策の推進について5
15 市街地再開発事業の推進について22
16 土地区画整理事業の推進について23
17 円滑な交通を確保する道路網の整備推進について24
18 地震防災対策の充実強化について28
19 公共下水道事業の推進について29

環境省

- 2 地球環境保全対策の財政措置の拡充について4
3 自動車排出ガス対策の推進について5
4 土壌・地下水汚染対策事業の支援について6
5 資源循環型社会の推進について7

地方分権の推進

政令指定都市制度の更なる充実について

〔内閣府・総務省・財務省〕

平成15年5月に、第27次地方制度調査会から内閣総理大臣に対して、「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」が提出されたところでありますが、この報告においては、現在進められている市町村合併後の基礎的自治体のあり方及び都道府県のあり方についての方策等が中心となっているように見受けられます。

しかし、多様化・複雑化する政令指定都市特有の行財政需要への対応は、基本的には、政令指定都市自らが体系的、統一かつ効率的に行い、その自主性、自立性を高めていくことが重要と考えます。

つきましては、今後、現行の指定都市制度のあり方については、政令指定都市の実情及び意向を十分確認した上で、議論を進めていただくよう要望します。

特に、本市における自主的かつ自立的な行財政運営を確立する観点から、次の事項を考慮した政令指定都市制度の更なる充実に向けた検討を要望します。

要望事項

- 1 都道府県との事務分担のあり方の見直し
 - 一層の事務・権限の移譲を積極的に推進するとともに、現行の都道府県と政令指定都市との所掌事務のあり方を検討すること
- 2 政令指定都市にふさわしい財源の確保
 - 政令指定都市が、その特性や規模、能力等に応じた行財政運営を実現できるよう、政令指定都市の権能に見合った税財政制度とする方向で検討すること

〔担当：総務局 人事部 行政管理課〕

安らぎと潤いのある環境を守り育てる

環境・アメニティ

地球環境保全対策の財政措置の拡充について

〔環境省・国土交通省・経済産業省〕

近年、温室効果ガス排出量の増大による温暖化をはじめ、オゾン層の破壊や酸性雨など、地球環境問題が顕在化するとともに、都市部におけるヒートアイランド現象も問題となっております。

このような状況の中、本市では、平成13年5月に環境基本条例を制定し、「環境共生都市」の実現に向けて環境政策を推進してまいりました。平成14年4月には、地球温暖化対策実行計画を策定し、率先して地球温暖化防止に取り組むなど、地球環境保全対策の推進に努めているところです。

さらに、15年度には、地球温暖化防止推進事業として、新エネルギー指針の策定、16年度からは、市民、企業、行政からなる地球温暖化防止市民会議及び新エネルギービジョン検討会の設置やヒートアイランド現象の現況調査などに積極的に取り組んでいくこととしています。

つきましては、今後、一層の充実が求められている温暖化防止のための新たな取り組みに対する財政措置の充実が図られるよう要望します。

要望事項

- 1 新エネルギーを導入する事業者に対する補助制度及び税制上の優遇措置の充実
- 2 家庭用燃料電池の導入促進の補助制度の創設
- 3 温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、その排出量の正確かつ簡易な算出方法の早急な提示
- 4 地方自治体が行う地域ぐるみの温暖化対策事業として市民会議等の市民参加型の取り組みに対する支援措置
- 5 地方自治体、各種団体等が行う、ヒートアイランド現象に関する調査・研究及び対策に関する技術的・財政的支援

〔担当：環境経済局 環境部 環境総務課〕

自動車排出ガス対策の推進について

[環境省・経済産業省・国土交通省]

近年、首都圏では自動車排出ガスによる大気汚染が大変深刻な状況となっています。また、自動車は地球温暖化物質の大きな排出源となっており、その対策は重要な課題となっています。

本市では自動車排出ガス測定局を設置し、二酸化窒素・浮遊粒子状物質等の監視をしていますが、自動車排出ガスの影響により環境基準の達成は厳しい状況となっています。このため、本市も八都県市首脳会議に参画し、低公害車の導入や粒子状物質減少装置装着に対する支援など環境保全・地球温暖化対策に取り組み、「環境共生都市」の実現に努めてきました。また、併せて、平成15年度においては「さいたま市交通環境プラン」の策定に着手し、自動車交通公害対策を総合的かつ体系的に取り組んでいくこととしています。

つきましては、今後、自動車排出ガス対策推進のためディーゼル車のより一層の規制強化及び微小粒子（PM2.5）に係る環境基準設定と対策の推進並びに低公害車等普及のための財政措置の拡充を要望します。

要望事項

1 自動車排出ガス規制の強化

- ディーゼル車新長期規制以降のより一層の規制強化を図ること
- 微小粒子（PM2.5）の評価・測定手法を確立すること
- 微小粒子（PM2.5）の環境基準の設定及び対策を推進すること

2 低公害車等の普及

- 低公害車導入補助の対象拡大等制度を拡充すること
- 低公害車等に対する有料道路利用料金の減免など優遇措置を強化すること
- 粒子状物質減少装置装着補助の対象拡大等制度を拡充すること

[担当：環境経済局 環境部 環境対策課]

土壌・地下水汚染対策事業の支援について

〔環境省〕

土壌汚染対策法が施行され、汚染の除去等の措置を命じられた場合、法に定められた基金により都道府県等を通じた一定の助成がなされますが、土壌・地下水汚染対策には多額の費用を要するため、地方自治体自ら汚染の状況調査や汚染の除去等を行う場合の負担が少なくありません。

また、法律による助成の対象外である土地においても、企業の倒産や土地の売買に関連して調査・対策が必要となる事例があり、汚染原因者や土地の所有者が小規模事業者等、資力に乏しい場合は調査さえ実施するのが困難となることもあり、汚染の把握と適切な土壌・地下水汚染対策の推進を図ることができません。

つきましては、今後、土壌・地下水汚染対策を効果的に進めるため、資力の乏しい土地所有者あるいは汚染原因者の調査・対策について、汚染原因者負担の原則を維持しつつ、適切な土壌・地下水汚染対策ができるよう支援措置を拡充し、地方自治体自ら汚染の状況調査や汚染の除去等を行う場合に、地方自治体に対し十分な財政支援を行うよう要望します。

要望事項

- 1 土壌・地下水汚染対策事業の支援
 - 汚染原因者等の負担能力が低い者への支援措置を拡充すること
 - 汚染の状況調査や汚染の除去等を行う地方自治体への十分な財政支援を行うこと

〔担当：環境経済局 環境部 環境対策課〕

資源循環型社会の推進について

〔環境省・経済産業省・農林水産省〕

国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ、循環型社会の構築に向けた様々な法律が整備されてきております。

しかし、これまでの法の運用では、事業者、自治体、国民の適正な役割や負担が確保されていないなど、多くの課題があります。

つきましては、基本法の主旨に基づき、廃棄物の発生抑制・リサイクルに係るシステムの一層の整備や拡大生産者責任を踏まえ、事業者、自治体、国民の適正な費用負担の確保のため、以下の点について必要な措置を講ずるよう要望します。

要望事項

- 1 適正処理困難指定廃棄物の対策について
 - 爆発・火災等危険性や有害性を有する製品、大きさ等物理的形狀等から処理が困難な製品については、事業者に対し引取り及び処理について法的な義務付けを行うとともに、デポジット制度の導入を図ること
- 2 容器包装リサイクル法の義務負担の見直し
 - デポジット制度を導入するとともに、収集・分別などの費用も特定事業者の負担とし、併せて販売事業者にも再商品化費用を負担させるなど、拡大生産者責任を強化、徹底すること
- 3 特定家庭用機器再商品化法の円滑な推進
 - 再商品化費用を商品購入時に支払う前払い制度とすること

〔担当：環境経済局 環境部 廃棄物政策課〕

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる

健康・福祉

感染症対策の充実について

〔厚生労働省〕

重症急性呼吸器症候群（SARS）の集団発生や天然痘テロ、さらには新たな感染症の発生が危惧されている現状であります。これらの感染症まん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立つ一方で、患者等の人権への配慮が求められております。

これらのことを踏まえ、感染症に係る健康危機が発生した場合は、市民の健康と生命を守ることを第一に、患者への適切な医療の提供はもとより、地域において感染防止等の対策を迅速かつ適切に実施する必要があります。

つきましては、SARS等市民生活に影響が大きい感染症に対する国の迅速なる情報提供体制の整備や対応方針の明確化、感染症まん延防止対策等に要する費用への財政支援の拡充が図られるよう要望します。

要望事項

- 1 正確かつ迅速な情報の提供体制の整備
- 2 情報公表のガイドラインの策定及び公表に伴う風評被害への対応
- 3 新興・再興感染症等に関する検査及び治療方法の開発
- 4 感染を防止する緊急用の陰圧隔離器及び隔離装置の付いた患者移送車、ストレッチャー等の備品整備に対する財政支援措置の拡充

〔担当：保健福祉局 保健部 健康増進課〕

介護保険制度の充実について

〔厚生労働省〕

介護保険制度施行後3年を経過し、今後、改善が必要と思われる制度上の課題が明らかになってきています。

全国的にも介護給付費の増加に伴い介護保険料額の値上げを行わざるを得ない状況になっており、本市も同様の状況となっています。

介護保険制度は、事業運営財源として公費50%と40歳以上の被保険者による保険料負担分50%で構成されており、国負担分として、介護給付費負担分20%と調整交付金5%の25%が配分されるものです。しかしながら、本市の場合、平成15年度の調整交付金は、2.27%と減額になっており、減額分の2.73%（15年度予算）は、第1号被保険者の保険料に上乗せとなり、大きな影響を及ぼしています。

介護保険制度は、介護保険法施行後5年を目途に制度全般の見直しを図ることになっており、国においては、社会保障審議会介護保険部会等において審議されておりますが、速やかに介護保険事業の円滑な運営と介護サービスの充実が図られるよう財政措置の拡充を要望します。

要望事項

- 1 介護保険事業の安定した運営を図るためにも、定率25%を国の負担とすること
- 2 調整交付金については、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減を図るために別枠として財政措置を図ること

〔担当：保健福祉局 福祉部 高齢福祉課〕

保育所における児童福祉施設最低基準の見直しについて

〔厚生労働省〕

保育所における職員配置の基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）を基に実施しています。

しかしながら、最低基準の改定はされているものの保育所の一般化、保育時間の長時間化、都市化による家族関係が複雑な世帯の児童の受け入れ、保育所保育指針における教育的内容の強化等、保育所への要求はより高度化されてきています。また、小学校にあっては40人学級（本市では1・2年生は38人学級）などにより児童の集団も小規模化しながらきめ細かな指導を行っています。

最低基準の第33条第2項により「乳児概ね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児概ね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする」となっていますが、多様な保育ニーズに対応するため最低基準を相当上回る配置が恒常化しています。

つきましては、国の責務として児童の健全な発達を促す保育水準確保のため、実情に見合った職員配置のための最低基準の抜本的な改革を早期に図ることを要望します。

要望事項

- 1 実情に見合った保育所職員配置のための最低基準の見直しを早期に図り、財政負担の軽減を図ること
- 2 見直しが図られるまでの間、財政措置の拡充を図ること

〔担当：保健福祉局 福祉部 児童福祉課〕

国民健康保険財政の確立について

〔厚生労働省〕

国民健康保険は、他の医療保険に比べ高齢者や低所得者を多く抱え、その財政基盤はきわめて脆弱であります。その上、高齢化の急速な進展に伴う医療費の増加とこれに伴う保険税(料)負担の増大が進み、保険者と被保険者の負担は、過重なものとなってきています。

このような状況のもとで、国においては平成14年度に高齢者医療制度の見直し等の医療保険制度改正が実施されたところではありますが、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決には至っていない状況であります。

つきましては、国民健康保険の実情を踏まえ、新たな地方負担や保険税(料)負担の増加を招くことのないよう適切な財源措置を講じられるとともに、他の医療保険制度と負担の公平化を図り、国民健康保険事業の運営が長期的に安定したものとなるよう、抜本的な改革を早期に図られるよう要望します。

要望事項

- 1 安定した国民健康保険事業と国民皆保険体制の堅持のため、医療保険制度の一本化を行うなど抜本的な改革を早期に図ること
- 2 抜本的な改革が行われるまでの間、国保財政安定強化のための財政支援措置の拡充を図ること

〔担当：保健福祉局 福祉部 国保年金課〕

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む
教育・文化・スポーツ

公立学校施設整備の充実について

〔文部科学省〕

本市におきましては、既存公立学校施設の相当数が建築後20年以上経過し、建物の老朽化が進んでいることから、その改築や改修が課題となっております。また、一方で開発に伴うマンション等の建設により児童・生徒数が増加しており、一部地域においては教室不足も見込まれるところです。

こうした状況にあることから、豊かな教育環境の確保と学校規模の適正化を図るための新增改築事業及び安全かつ快適な教育環境を確保するための地震補強事業、大規模改造事業など一層の推進が緊急の課題となっております。

また、厳しい財政状況の中、超過負担も過大であり、これら事業の推進を円滑に行うことが困難な状況であります。

つきましては、今後の学校施設の整備充実のため、次の4項目について財政措置の拡充を要望します。

要望事項

- 1 新增改築事業に係る補助事業量の確保
 - 今後、学校規模の適正化とより良い教育環境の確保のため、新增改築の計画事業量に見合う財政措置を図ること
- 2 耐震補強事業の拡充
 - 災害時における近隣住民の避難場所でもある学校施設の耐震化を推進するため、計画事業量の確保と財政措置の拡充を図ること
- 3 大規模改造事業の拡充
 - 老朽校舎等の耐久性の確保と教育環境を改善するため、補助基本額（下限額）の引き下げ等の見直しを図ること
- 4 超過負担の解消
 - 補助単価と実施単価の乖離等によって生じる、補助事業における地方負担額の縮減を図ること

〔担当：教育委員会 管理部財務課〕

中高一貫教育校の建物整備(高等学校相当分) に係る財政措置の拡充及び期間延長について

〔文部科学省〕

本市では、生徒一人ひとりの個性を育む上で、重要な時期に当たる中等教育の一層の多様化を推進するため、市立の高等学校に新たに中学校を併設する中高一貫教育校を計画しております。

この中等教育学校の施設整備に対する財政措置の中で、特に高等学校相当分である後期課程の建物の整備に対する補助制度は、全日制課程における設置促進を図るため、平成11年度から15年度までの時限措置として、後期課程の校舎、屋内運動場等の新增築に要する経費の3分の1を予算補助することとなっています。

本市といたしましては、平成16年度以降、市立高等学校に併設型の中高一貫教育校の施設整備を予定しておりますので、財政措置の拡充及び期間延長を要望します。

要望事項

- 1 中等教育学校の後期課程の建物整備に係る補助制度の拡充及び期間延長

〔担当：教育委員会 管理部 財務課〕

児童生徒の安全管理に係る財政支援の充実について

〔文部科学省〕

児童生徒の安全確保及び学校の安全管理については、大阪教育大学教育学部附属池田小学校における事件を契機にその対策を徹底する必要性が再認識されました。

国においては、学校における幼児児童生徒の安全を確保するためのソフト面や施設・設備での防犯対策について、「学校への不審者進入時の危機管理マニュアル」の作成や、防犯上の学校校舎改造の補助対象への追加、防犯カメラや非常通報装置等の経費の交付税措置と支援策を打ち出しています。

本市におきましては、140の市立学校において各校独自の危機管理マニュアルの策定、教職員への緊急ブザーの配布、警察・地域一体となった協力体制の整備等により、児童生徒の安全確保と学校の安全管理に努めているところですが、あらゆる視点から不審者の侵入を防ぐ学校警備員の配置など児童生徒の安全管理対策に係る財政措置の拡充を要望します。

要望事項

- 1 児童生徒の安全確保と学校の安全管理対策への財政措置の拡充
 - 学校警備員の配置等ソフト面対策項目を追加すること

〔担当：教育委員会 管理部 教育総務課〕

義務教育費国庫負担制度及び 県費負担教職員制度について

〔文部科学省・総務省・財務省〕

経済財政諮問会議においては、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方について、三位一体の改革を推進することとされましたが、税源移譲について具体案が示されないまま義務教育費国庫負担制度の原則廃止・縮減が提案されております。

本市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に直面しております。

真の分権型社会を実現するためには、学級編制及び教職員定数に係る権限等、道府県の諸権限を政令指定都市に移譲するとともに、地方税財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。

とりわけ、義務教育費国庫負担制度や教職員給与負担制度の見直しについては、税源移譲による財源措置が不可欠であり、財政事情のみに基づいた見直しとならないよう要望します。

要望事項

- 1 義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、税源移譲による財源措置を前提とすること
- 2 県費負担教職員制度の見直しによる政令指定都市への給与負担の移管は、教職員定数や学級編制等の権限移譲を前提に、所要額について税源移譲による財源措置を講ずること

〔担当：教育委員会 学校教育部 教職員課〕

特別支援教育推進体制の整備について

〔文部科学省〕

「今後の特別支援教育の在り方について」（最終報告）では、社会全体のノーマライゼーションの進展と障害のある児童生徒の教育的ニーズの多様化等を踏まえ、LD、ADHD等の軽度発達障害児への積極的な対応や重度重複化している児童生徒への対応として「特別支援学校」構想等が打ち出されている点は、評価に値するものであります。

本市では、特殊教育担当を特別支援教育担当に改めるとともに、教育委員会内部に設置する障害児教育推進検討会議において特別支援教育に係る施策の具体化に向けた研究を進めております。また、特別支援教育推進体制モデル事業の地域指定を受け、小・中学校における校内体制整備に向けた研究にも取り組んでいるところであります。

特別支援教育推進体制の構築に当たり、厳しい財政的事情を踏まえたとしても、これまで蓄積された指導の経験やノウハウ等の有効活用だけで、全校に特別支援教育コーディネーターを置き、特殊学級や通級による指導の制度を、「特別支援教室」制度に変更することは、特別支援教室の運営はもちろん、通常の学級の教育活動にも支障が生じるものと危惧されます。

特別な教育的支援を要する児童生徒の教育の充実、通常の学級の教育活動の推進及び円滑な学校運営の確保の見地から、当該児童生徒が在籍する学級に対する個別的な指導等のために必要な人的措置に係る財政措置などの諸施策を講じるとともに、学校のバリアフリー化を図るための施設整備に係る財政措置の充実を図られるよう要望します。

要望事項

- 1 特別支援教育推進に係る財政措置等の整備
 - 特別支援教育推進のための人的措置に係る財政措置を創設すること
 - 学校のバリアフリー化に係る財政措置を充実すること

〔担当：教育委員会 学校教育部 指導2課〕

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる

都市基盤・交通

市街地再開発事業の推進について

〔国土交通省〕

市街地再開発事業は、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業であります。

本市においては、浦和駅前地区をはじめ13地区約15haで市街地再開発事業が完了しており、現在も浦和駅東口駅前地区をはじめ4地区約8haが施行中で、今年度も武蔵浦和駅第3・第4街区の2地区約5haが組合設立を予定しています。

以上のような本市の状況であります。近年の経済情勢の低迷や地価の下落、民間企業の経営環境の悪化等の影響を受け事業の運営環境も厳しい状況であります。

つきましては、本市においてもコスト縮減をはじめ効率のよい事業運営に努めてまいりますので、今後とも本市の市街地再開発事業が円滑に推進できますよう、より一層の支援強化を要望します。

要望事項

1 市街地再開発事業の推進

- 市施行（1地区 約2.4ha）

浦和駅東口駅前地区

- 組合施行（3地区 約8ha）

浦和駅西口南第四地区、大宮鐘塚A地区、武蔵浦和駅第8－1街区

- 組合設立予定地区（2地区 約5ha）

武蔵浦和駅第3街区、武蔵浦和駅第4街区

〔担当：都市局 都市整備部 再開発課〕

土地区画整理事業の推進について

〔国土交通省〕

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

本市においては、市域のうち約1,837haについて土地区画整理事業による基盤整備がなされ、現在も26地区、約998haで事業が施行されており、合わせて市街化区域の約3割が土地区画整理事業により整備されることとなります。

このような状況の中、長期の経済の低迷により、事業進捗に併せた財源確保やコスト縮減が重要な課題となっており、各種補助制度の導入を図るべく、様々な研究・検討を重ねているところです。

つきましては、本市における土地区画整理事業を円滑に進めるために、より一層の支援強化を要望します。

要望事項

1 土地区画整理事業の推進

- 市施行（6地区 約197ha）

大宮駅西口第四、南与野駅西口、北部拠点宮原
東浦和第二、浦和東部第一、与野駅西口

- 組合施行（11地区 約357ha）

大間木水深、大門第二、風渡野南、蓮沼下
大門上・下野田、台・一ノ久保、大和田
内容・会ノ谷、大谷口・太田窪、中川第一
七里駅北側

- 公団施行（1地区 約183ha）

浦和東部第二

〔担当：都市局 都市整備部 区画整理課〕

円滑な交通を確保する道路網の整備推進について

〔国土交通省〕

道路は、広域交流を促進し、地域を活性化させるなど、活力ある都市の形成に大きな役割を担う、極めて重要な基盤施設です。

しかし、本市では、幹線道路の容量不足や東西方向の道路の不足等により、市内各所で慢性的な交通渋滞が発生している状況にあります。特に、本市の都市計画道路の整備率は、約38%であり、他の政令指定都市や都道府県に比べ極めて低い状況となっています。他政令指定都市との比較では、整備済延長、整備率のいずれも最下位であり、整備率に関しては、他政令指定都市の整備率平均約69%に比べてかなり低い状況となっています。

このような状況の中、本市では、円滑な交通の確保を図るため、骨格となる多車線道路の整備や脆弱な東西方向の道路整備を重点的に推進することとしています。

つきましては、広域連携を強化する体系的な道路網の整備推進と、これら道路の整備に当たってのより一層の支援強化を要望します。

要望事項

1 広域的な移動に資する道路網の整備推進

● 自動車専用道路

重点要望

高速さいたま戸田線

新規要望

高速埼玉中央道路（与野ジャンクション～圏央道）

● 一般道路（市域の東西/南北骨格軸の形成）

重点要望

一般国道17号（上尾道路、さいたま新都心関連区間、新大宮バイパス）、
一般国道463号

2 都心間の連絡強化に資する道路網の整備推進

● 大宮駅・さいたま新都心地区、浦和駅周辺地区の2都心間を連絡する交通軸の形成

重点要望

南大通東線、産業道路、赤山東線、与野中央通り線、道場三室線、
田島大牧線の整備促進

新規要望

道場三室線（県道さいたま鴻巣線）の延伸部（新大宮バイパスまで）

〔担当：建設局 土木部 道路課・街路課〕

新規要望箇所

高速埼玉中央道路
(与野ジャンクション~圏央道)

さいたま市

道場三室線
(県道さいたま鴻巣線)



安全を確保し、市民生活を支える
安全・生活基盤

地震防災対策の充実強化について

〔内閣府・総務省・国土交通省・文部科学省〕

本市を含む南関東地域は、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」で指摘されているように地震災害に対して脆弱な都市構造を持っています。

このため、人口、政治経済の諸機能が集積されている南関東地域に直下地震等の大地震が発生した場合は、その被害は計りしれないものになることが予測されます。

こうした状況の中、本市では自主防災組織の育成・支援や防災訓練の実施、さらに平成15年度から「八都県市災害時相互応援に関する協定」等を締結し、広域防災体制の整備を進めるなど地震防災対策の推進を積極的に図っているところであります。

つきましては、一層の充実強化が求められる地震防災対策に関する特別措置、施策の強化等を講じていただきますよう要望します。

要望事項

- 1 「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」を着実に推進するため、対象地域に対する東海地域同様の特別措置
- 2 地震予知、地震動予測等の観測・研究体制の充実・強化
- 3 帰宅困難者対策に関する諸施策の推進
- 4 土木施設、建築物、ライフライン等の耐震性強化

〔担当：総務局 総務部 防災課〕

公共下水道事業の推進について

〔国土交通省・総務省・財務省〕

本市は、他政令指定都市との下水道普及率格差が大きいため、重点施策として、市街化区域が概ね整備済みとなる普及率90%を平成22年度に達成させることを目標として事業の推進に取り組んでおります。

平成18年度までは「市町村合併支援事業」の措置により、補助採択基準の取扱いは一般市（甲）として財政支援が図られておりますが、平成19年度以降は政令市（乙）の取扱いとなることから、大きく補助対象が減少するため、財源の確保が重要な課題となっております。

また、都市化の進展による都市型水害対策や合流式下水道からの未処理放流水による河川汚濁の対策としての合流改善事業の財源確保も重要な課題となっており、さらに、道路陥没や下水道機能の保全上、今後、増大する老朽管等の下水道施設の改築・更新は、市民生活を維持するためにも益々重要度が高くなってまいります。

つきましては、本市の下水道事業推進のために、なお一層の支援強化を要望します。

また、市の財政を圧迫している高利率公営企業債の借換条件の緩和及び政府資金借換制度の創設を要望します。

要望事項

- 1 汚水・雨水事業における政令指定都市の補助対象範囲の拡充
- 2 合流式下水道改善事業の期間延伸
- 3 老朽施設の改築・再構築に対する財政措置の継続
- 4 公営企業債借換条件の緩和及び政府資金借換制度の創設

〔担当：建設局 下水道部 下水道総務課・下水道維持管理課・下水道計画課・下水道対策課〕

特殊災害対策の推進について

〔総務省〕

地下鉄サリン事件、JCO臨界被爆事故及び米国同時多発テロに代表される特殊災害は、都市化の進展が著しい本市においても、極めて発生危険が高い状況にあります。

さらに、この度、消防組織法が改正され特殊災害が発生した場合に消防庁長官からの指示により、緊急消防援助隊が応援活動に従事することとなり、埼玉県代表消防機関である本市は、これらの広域応援についても、積極的に対応していかなければならない状況にあります。

こうした状況の中、本市では、消防庁から対応資機材の貸与を受け、体制整備を進めているところですが、広域応援への対応を踏まえると、初動対応の確立を目的とした特殊災害対策車の整備や専門的教育を受けた隊員の養成など、より一層の特殊災害対応の充実強化を図ることが必要急務な状況であります。

つきましては、今後、特殊災害対策の推進に当たっては、財政措置の拡充及び消防大学校における専門的教育訓練の充実強化が図られるよう要望します。

要望事項

- 1 補助対象施設の拡充
 - 特殊災害対策車の新規採択を図ること
- 2 教育訓練の充実
 - 消防大学校等において特殊災害講習を実施すること

〔担当：消防局 警防部 警防課〕

安全で安定した水道事業の推進について

〔厚生労働省〕

水道事業者は、常時・非常時を問わず、常に安全で、安心して利用できる水道水の安定供給に日夜、努力をしているところでありますが、高度化、多様化する需要者のニーズに応えるため、水道施設の一層のレベルアップが求められています。

こうした状況の中、本市においては、水道施設の多くを占める高度経済成長期に建設した施設の老朽化が著しく、また、ライフラインとして水道施設の耐震性の強化も求められており、その改良・更新が急務となっているとともに、本年4月から鉛の水質基準が改正されたことによる鉛給水管対策等老朽給水装置の維持管理に対する積極的な関与が必要とされています。

しかしながら、これらの事業には莫大な資金を必要とし、現在の社会・経済情勢では水道料金収入の増加は見込めず、水道事業経営に大きな影響を及ぼすことは必至であり、国の積極的な財政援助無くして事業の推進は困難な状況にあります。

つきましては、今後もより安全で安定した水道水を供給するために、次の事項について国庫補助制度の拡充が図られるよう要望します。

要望事項

- 1 浄・配水施設の改良・更新事業に対する補助制度の拡充
- 2 老朽無ライニングダクタイル鋳鉄管布設替事業に対する補助制度の拡充
- 3 公道等に埋設された輻輳老朽給水管の配水管への整理統合事業に対する補助制度の創設
- 4 鉛給水管取替事業に対する補助制度の創設

〔担当：水道局 給水部 施設課・業務部 営業管理課〕

